



新たな時代を支える法曹を養成する

大学院実務法学研究科(法科大学院)

大学院実務法学研究科は、法曹（弁護士、検察官、裁判官等の法律専門職業人）の養成を専門的に行うわが国で初めての専門職大学院（法科大学院）として2004年4月に開設されました（入学定員60名）。

これまでの法曹養成制度は、日本で一番難しい国家試験といわれる司法試験（合格者年間1500人合格率約4%）に合格した後、「司法研修所」という、法曹になるためのトレーニングを行う教育機関に入所し、1年半の研修を受けるというものでした。しかし、21世紀の司法を支えるためには、法曹の「質・量」を大幅に拡充する必要があることから、現在の法曹養成制度を改革し、新たな法曹養成制度を作ることとなり、その中心的な機関として誕生した

のが法科大学院です。

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた法曹には、専門的な法律知識だけではなく、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力、法的議論の能力、高度専門職業人としての責任感と倫理観などが必要とされています。

またわが国の弁護士の総数は約2万人ですが、その約60%が東京、大阪といった大都市に事務所をかまえています。その結果、新潟県と隣接各県を合わせた人口比に占める弁護士の総数は、東京都の10分の1にすぎないのです。しかも、地方の場合でも県庁所在地などの中心都市に弁護士が集中（新潟県の場合、

新潟市と長岡市で弁護士総数の約86%）しています。大都市に限らず地方でも病人のために医師が必要とされるように、地方でも「国民の社会生活上の医師」としての法曹、とくに弁護士が必要であることはいうまでもありません。しかし、国民が法的保護を受ける可能性は、居住する地域により著しい格差があるというのが実情なのです。

大学院実務法学研究科は、21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえ、こうした弁護士過疎地域における「住民のニーズに即した法的サービスを着実に提供でき、地域住民の信頼と期待に応え得る法曹」を養成するために、いま活動を開始したのです。

幅広い資質を持つ創造的な人材を育成する

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下、VBL）は平成15年に設置が認められ、平成16年3月に建物が完成しました。VBLの設置目的は、大学院生を中心とした若手研究者の柔軟な発想を生かしてベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進し、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することにあります。研究後継者の養成を主な目的としているものではありません。新産業創出のための独創的な研究開発を主眼とすることが

ら医工連携を基礎としたメカノメディカルサイエンスによるヒト同化型インスツルメンテーションの開発プロジェクトがスタートしております。正しく本学が掲げる超域研究に相応しい、研究科・専攻の枠を越えた、様々な分野の研究者の協働によって幅広い資質を持つ人材、即ち、ベンチャー精神に富んだ創造的な人材育成のための教育研究が行われています。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長
原 利昭（工学部）

問い合わせ先 / 電話025-262-7002



まずは扉を開いてみませんか？



新大生の心強いパートナー 学生生活支援課

学生にとって大学への入口が入試課で出口が就職課、授業に関することは教務課が担っていることはお分かりでしょう。

学生生活支援課は今までサービス室で行っていた奨学金、授業料免除、寄宿舎（学生寮）、保健管理、相談業務と学生課で行ってきた課外活動等の業務を併せ、学生生活をサポートする課として生まれました。学生さんがより気軽に利用しやすいような雰囲気づくりを心掛けています。事故や病気がなく、健全な学生生活を送ってほしいと思っています。

★ 学生生活を送る上で困ったことがあったら気軽に訪ねてきてください。

★ 私たちは学生さんたちの健康と安全を願っています。

